

## 【ナイトデマンドタクシー運行ルール】

本書は、信濃町におけるナイトデマンドタクシーの運行ルールを記したものである。

### 1. 信濃町におけるナイトデマンドタクシーの定義

ナイトデマンドタクシーとは、路線バスとは異なり、電話などで事前に予約のあった利用者状況に応じて、黒姫駅から指定場所まで運行する乗合式のタクシーのことである。

### 2. 信濃町におけるナイトデマンドタクシーの運行の目的

信濃町におけるナイトデマンドタクシーは主に、19時台の電車で帰宅する通勤・通学者の移動を確保する為、黒姫駅から目的地までを結ぶ公共交通として運行する。

### 3. 運行ルール

効率的で、利便性の高い運行をするため以下の運行ルールを設定する。

#### (1) 運行エリア

運行エリアは信濃町全域とし、乗降できる地点を限定して運行する。  
この運行エリア一帯で運行し、さらに細かいエリア区分を設定しない。

#### (2) 利用者

利用者は信濃町に住民票を有する者、若しくは、町内へ通勤通学する者とする。

#### (3) 運行日及び運行時間帯

運行日は平日のみの運行とし、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）は運行しない。

運行時間帯は、19時台に長野方面から到着する電車と接続を図る。

#### (4) 運賃

運賃は別紙のとおりとする

(5) 一便あたりの運行時間

1 便あたりの運行時間の上限は 60 分間とする。

(6) 乗車ポイント

乗車できるのは、黒姫駅とする。

(7) 降車ポイント

降車できるポイントは、原則、登録した住所、積雪時の指定ポイントのみとする。

(8) 別荘地に住民票がある者の利用について

別荘地については、冬期間等除雪が行われていない道路もあり、また、道路幅が狭く進入や旋回が出来ない場合がある。

その為、別紙に基づき運行をするものとする。

---

#### 4. 運行車両

予想される移動量から最適と思われる車両、台数にて運行する。

なお、現時点では 2 台の車両で運行する。

---

#### 5. 予約

効率的で利便性の高い運行をするには、利用者の協力も必要である為、以下の利用ルールを示す。

(1) 事前登録について

利用者には必ず事前に登録をしてもらう。これは効率的に電話予約を受け付けるためと、利用実態を把握する為である。

運行開始前に登録用紙を用意し、役場やインターネットなどで申し込みを受け付ける。

なお、運行開始後も随時受け付ける

(2) 予約について

利用者は、利用する当日の午後3時30分までに電話で予約をしてもらう。予約は2週間前から受け付ける。予約数が上限を超過した場合、もしくは60分以内で回りきれなくなった場合は、予約を断る事とする。

なお、先に予約した者が優先的に利用できるように調整する。

(3) 予約のキャンセルについて

予約のキャンセルは予約当日の午後 3 時 30 分まで受け付ける事とする。もし、キャンセル連絡をしなかった場合でも利用者にはペナルティを課すことはしない。

(4) 予約受付時間

予約の受付時間は午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分までとする。

## 6. 予約の伝達方法等

### ① 予約受付

(1) 受付センターで予約を受け付けた場合

運行日前日までに受けた予約は、受付終了後、紙媒体を事前に送付する。  
運行当日、受付終了時間の午後3時30分で予約を締め切ったら、最終予約リストを紙媒体で送付する。

(2) それ以外で予約を受け付けた場合

ドライバー等へ利用者から直接予約の申し出があった場合、無線機および電話又は口頭により予約の追加について速やかにデマンド受付センターへ連絡する。  
この場合、ドライバーは予約申込者から名前や住所等、予約者が特定できる情報を必ず伝える事とする。

なお、無線機で伝達する場合、無線機の基地局が長電バス(株)事務所に設置されているため、長電バス(株)事務所で無線を受けた者は速やかに、デマンド受付センターへ連絡する。

それ以外の場合、直接デマンド受付センターへ連絡する。

予約の連絡があったら、デマンド受付センターでは予約状況を確認し、予約を受け付けて問題ないか判断しその結果を、その旨を連絡してきたドライバー等へ伝える。

ただし、受付時間終了後に予約の申し出があった場合は、受付時間終了のため予約を受け付けられない旨を伝える。

### ② 乗車人の確認

ドライバーは実際に乗車する人が、予約人物と同一人物か、名前等を聞き確認してから乗車させるものとする。

### ③ 乗車指定場所に予約者がいない場合

乗車指定場所に予約者がいない場合、ドライバーは自宅等に帰宅していないか可能

な限り確認を取る。

なお、運連絡が取れない場合は、運行状況等から判断し、次のポイントへ移動する。

#### ④乗車指定場所や乗車時間が変更になった場合

ドライバー等が直接、乗車指定場所や乗車時間の変更連絡を受けた場合は、その旨を無線機等利用して受付センターへ連絡する。なお、受付時間終了後にその旨の連絡があった場合は、運行状況等から判断し可能であれば変更を受け付ける。ただし、その結果については後日受付センターへ連絡する。

#### ⑤少し待ってもらえないかと相談があった場合

予約者から、乗車時間に遅れそうなので少し待ってもらえないかと連絡があった場合は次の方法で対応する。

##### (1) 受付センターへ連絡があった場合

予約者から受付センターへ連絡があった場合、受付センターではその旨を運行事業者へ連絡する。

運行事業者は連絡を受けたら、運行状況等から待っても問題ないか判断し、その旨を受付センターへ連絡する。

受付センターでは運行事業者からの回答を受けて、回答結果を予約者へ連絡する。

##### (2) それ以外で連絡を受けた場合

ドライバー等へ直接相談があった場合は、ドライバーは運行状況から待っても問題ないか判断し、その旨を予約者へ伝える。

待っても問題ないと判断した場合は、予約者の名前と、どの場所で、どのくらいの時間待機しているか受付センターへ連絡する。

#### ⑥飛び込みの予約があった場合

予約者を迎えに行った際、予約していない人が予約者と一緒に同乗したいと申し出た場合、ドライバーは運行状況を確認し、問題無ければ乗車させる。

乗車にあたっては、新たに乗車する人の、名前、住所、乗車場所、降車場所を記載しておき、後日、受付センターへ連絡する。

また、新たに乗車する人へは「今回は特別です。次回は予約をお願いします」との旨を伝える。

---

## 6. 運行ルールの改正

上記の運行ルールは運行等を通じて適宜改正する。

附 則

この運行ルールは平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運行ルールは平成24年10月1日から施行する。